

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第572号）

2021年9月24日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 直近の重要政策

貿易政策

- ✓ 自由貿易試験区における貿易投資利便化の改革革新の推進に係る若干措置の発表に関する国務院の通知（国務院、9/3）

産業政策

- ✓ 『医療サービス価格の改革深化試行方案』の発表に関する国家医保局、国家卫生健康委、国家発展改革委、財政部、人力資源社会保障部、市場監管総局、国家中医薬局、国家薬監局の通知（国家発展改革委員会等、8/31）

地方政策

- ✓ 『北京市のビジネス環境最適化計画（2021～2025年）』の発表に関する北京市政府の通知（北京市政府、9/8）
- ✓ 『ハイレベル・精密・先端産業への投資促進による製造業の高度化・知能化・グリーン化の発展推進に関する北京市の若干措置』の発表に関する北京市政府の通知（北京市政府、9/9）

■ 注目トピックス

マカオ隣接の珠海・横琴、香港隣接の深圳・前海両区の開発方案発表

中国共産党中央委員会及び国務院は2021年9月5日に『横琴粵港澳深度合作区建設総体方案』¹（以下、『横琴合作区全体方案』）、翌9月6日に『前海深港現代サービス業合作区における改革開放の全面深化方案』²（以下、『前海合作区改革深化方案』）を公布し、マカオ³に隣接する広東省珠海市横琴新区、香港⁴に隣接する広東省深圳市前海特区における協力エリア（以下、合作区）それぞれの発展に向けた施策を示しました。

これに先駆け、中国共産党中央委員会及び国務院は2019年2月18日、「粵港澳大湾区」（広東・香港・マカオグレーターベイエリア。以下、ベイエリア）発展計画の綱要（以下、綱要）を発表し、香港、マカオを中国

みずほ中国WeChat公式アカウント

中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

¹ 中国語原文は以下の URL よりダウンロードできます。

http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/05/content_5635547.htm

² 中国語原文は以下の URL よりダウンロードできます。

http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/06/content_5635728.htm

³ マカオ特別行政区を指す

⁴ 香港特別行政区を指す

本土の地域発展計画に組み入れました。香港、マカオにおける「一国二制度」体制を堅持しつつ、域内における各要素の自由な移動等香港・マカオの2つの特別行政区と広東省9都市（広州、深圳、珠海、仏山、惠州、東莞、中山、江門、肇慶）の融合を追求するとしました。

綱要では、2022年までに世界的なベイエリアと世界クラスの地域クラスター形成の基礎固めを行い、2035年までに世界的なベイエリアを全面的に完成させることを目標に掲げています。

今回の『横琴合作区全体方案』及び『前海合作区改革深化方案』は、綱要の着実な実行に向けた取り組みの一環として発表されたものです。『横琴合作区全体方案』は、横琴新区を広東省とマカオの合作区に格上げし、「一国二制度」を実践する新モデルと位置付けた上で、同新区を国内他地域から事実上切り離し特区化させる方針です。9月17日に横琴合作区として正式に設立されました。

珠海市最大の島である横琴（土地面積約106km²）は、2009年に横琴新区が設けられ、15年に新区から自由貿易試験区となりました。今回、合作区となることでマカオとの間の境界線（一線）に加え、国内他地域との間にも境界線（二線）を設定して切り離されるほか、域内にマカオ特別行政区政府が管理を行う地域（マカオの実質的な飛び地）も設置されます。地域に特化した経済・産業政策を実行する権限が与えられ、マカオとの一体化の推進に資するものと期待されています。

一方、『前海合作区改革深化方案』は前海合作区の面積を広げ、対外開放の更なる拡大に注力し、香港との連携強化を目指しています。2010年に設立された前海合作区は、当初から香港との一体化を促進するエリアとして位置付けられ、長年の発展を経て香港企業等にとって魅力が高まっているとみられています。

両合作区の概要は下表の通りです。

【図表1】両合作区の概要

項目	横琴合作区	前海合作区
総面積	約106km ²	現在の14.92km ² から120.56km ² に拡大
目標	マカオの中国返還25周年に当たる2024年までに両地一体化の初歩的な枠組みを確立し、35年までに「一国二制度」に基づく完全な一体化を実現する	2025年までに世界的に競争力のあるビジネス環境を創出し、ベイエリアの発展をけん引するサービス業を大きく成長させ、35年までに世界一流のビジネス環境を確立し、香港・マカオとの協働による相乗効果の大きいけん引役となる
重点産業	半導体、電子デバイス、新素材、新エネルギー、ビッグデータ、AI、IoT、バイオ医薬品	AI、ヘルスケア、フィンテック、IoT、スマートシティ、新エネルギー材料、マリンエンジニアリング設備
人材誘致	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国人材の出入国等に対し便宜を図る ✓ 高度人材に対する個人所得税の実質負担を最高15%とする ✓ 合作区で就労するマカオ住民に対する個人所得税の実質負担につきマカオの水準を上限とする 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国籍及び香港籍・マカオ籍の人材に対し、就職や生活、起業、在留と永住権の申請等に係る各種便宜を図る ✓ 高度人材に対する個人所得税の実質負担につき域外の水準を上限とする
税制	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 条件を満たす企業に対し15%の企業所得税を適用する ✓ マカオから合作区への製品出荷（対象外と定めた品目を除く）は免税または保税で行うことが可能 ✓ 国内他地域に（免税または保税）製品を出荷する場合、関税や輸入増値税が課される ✓ 合作区における企業が国内の原材料で生産した製品や、輸入原材料の加工で付加価値が3割以上に達した製品を国内他地域に出荷する場合、関税が免除される ✓ 国内他地域から合作区への製品出荷は輸出と見なし、増値税と消費税が現行通りに還付され、関税が課される 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 条件を満たす企業に対し15%の企業所得税を適用する

項目	横琴合作区	前海合作区
サービス業等の開放	<ul style="list-style-type: none"> ✓ マカオ等で金融や建築、企画、設計、医療等の専門資格を有する人材のサービス提供を認める ✓ 教育、医療機関等の進出を支持する ✓ データの安全確保を前提に、海外へのインターネット接続といったデータの越境移動メカニズムの導入を試行する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ CEPA（中国本土と香港の経済貿易緊密化協定）に基づき香港・マカオに対するサービス業の開放拡大を後押しする ✓ サービス業に係る専門資格や業務基準、認証等について、香港・マカオのルールとの整合性を図る ✓ 香港・マカオの教育、医療機関等の進出を支持する
金融	<ul style="list-style-type: none"> ✓ VC、PE ファンドの組成や外資による新興企業への出資を奨励する ✓ クロスボーダー人民元業務に加え、ウェルスマネジメントや債券市場、ファイナンスリース等の発展を支援する ✓ マカオ資本系金融機関の進出を支持する ✓ マクロブルーデンス評価システム（MPA）の枠組みにおいて区内の非金融企業が実需に基づき自由に外債借入を行うことを認める 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人民元・外貨建て一本化した銀行口座の導入を試行する ✓ 香港市場とのアクセスやクロスボーダー人民元業務、外貨管理などの面における規制緩和に取り組む ✓ 広東・香港・マカオにおけるグリーンファイナンスの協力を強化する
法律・ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 合作区は広東省政府とマカオ特別行政区政府の共同管理下に置かれ、合作区管理委員会のトップ（主任）は広東省長とマカオの行政長官が共同で務める ✓ マカオ政府は管理委員会の下に置かれる執行委員会にも幹部を送り込む。執行委員会は投資誘致などを担当する ✓ マカオ大学横琴キャンパスと横琴検問所のマカオ管轄地域はマカオ特別行政区政府が管理を行い、マカオの法律を適用する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国及び香港・マカオの法律事務所による駐在員事務所の設立を支持する ✓ 海外の仲裁機関による支部設立を認める ✓ 香港の法律を合作区に適用させ、香港を仲裁地とし民商事紛争を解決するメカニズムを模索する ✓ 条件を満たす外国籍及び香港籍・マカオ籍者による公的機関への就職を認める

（『横琴合作区全体方案』、『前海合作区改革深化方案』等に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ まとめ

横琴合作区はマカオとの一体化促進について、飛び地の設置に加え、「マカオ住民が生活や就業をするための新空間」を提供するとし、公共サービスや社会保障制度の面でマカオとの整合化を推進することも明記しています。マカオ住民が就学、就職、起業、生活するために必要な環境を整備し、マカオ住民がマカオ域内と同レベルの住みやすさと働きやすさを享受できるようにします。

産業面では、研究開発やハイエンド製造業に力点を置き、テクノロジーインフラの整備を進める方針を打ち出しました。合作区をマカオ経済の適度な多様化に向けたプラットフォームとし、「新技術」や「新産業」、「新業態」、「新モデル」を大々的に振興し、カジノ依存からの脱却を模索するマカオの長期的な発展に向けて新たな原動力を注いでいきます。更に、ベイエリアにおけるマカオと珠海の役割を重視し、マカオ自由港と珠海経済特区の優位性を十分に生かし、珠江西岸地域の発展をけん引することもうたっています。

一方、前海合作区は中国本土と香港を結ぶハブとして、香港のオフショア人民元、海外マネーを中国本土に取り込むと同時に、中国本土の資本を海外に投資させるプラットフォームの役割を果たしています。香港市場との証券相互取引（ストックコネクとボンドコネク）や理財商品の相互販売の導入に加え、香港の金融機関の積極的な進出などもあり、金融市場のアクセス強化は中国本土と香港の経済関係の緊密化を促すものとなっています。香港の資本を合作区の開発と重点産業の発展に活用することも空洞化が警戒されている香港経済にとってプラスとなるとみられます。

両合作区の発展に伴い、京津冀（北京・天津・河北）地域、長江デルタ地域とともに3大経済圏の一角を占めるベイエリアは、今後さらに影響力が高まっていくとみられています。

■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

貿易政策

自由貿易試験区における貿易投資利便化の改革革新の推進に係る若干措置の発表に関する国务院の通知
(原文: 国务院印发关于推进自由贸易试验区贸易投资便利化改革创新若干措施的通知)

国発 [2021] 12 号

国务院 2021 年 9 月 3 日公布

【主要内容】

- 自由貿易区に登録された国際船舶につき、承認された海外船舶検査機構による検査を認める
- 自由貿易区においてオフショア貿易の発展を支持し、税源浸食と利益移転につながらないことを前提に、企業所得税（法人税）や印紙税関連政策の見直しを検討する
- 自由貿易区における企業は「総合保税區メンテナンス製品リスト」に基づき保税メンテナンス業務（外国から製品を自由貿易区に持ち込み、メンテナンス・修理を行った上で外国に輸出する）を展開することを支持する
- 条件を満たす自由貿易区における越境ECによる一部医薬品及び医療機器の輸入業務展開を認める
- 第5の自由の交通権の交渉を支持する。自由貿易区所在都市における国際空港に発着する国際線（外国航空会社）が第5の自由を利用し途中経由地の第三国で旅客・貨物を取扱うことを認める
- 複合一貫輸送における運送状の標準化、規格統一を進める。鉄道輸送を行う複合輸送における運送状を担保に資金を調達する政策を策定する
- 運賃先物など新たな商品先物の開発に注力する。海外投資家の引き入れを加速させる
- 自由貿易区で人民元と外貨通貨を一括管理できる銀行口座の設立を認める。人民元と外貨口座の開設、変更と閉鎖に関するルール、手続などの統一を実現する
- マクロプルーデンス評価システム（MPA）の枠組みにおいて、自由貿易区に登録し条件を満たすファイナンスリース会社の外債枠をその傘下の特別目的会社（SPV）にも適用させる
- 権利関係が明瞭で、安定したキャッシュフローが生まれる知的財産権を対象に、条件を満たす自由貿易区において証券化の試行を行う
- 海外の仲裁機関による自由貿易区での支部設立などを促す

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-09/03/content_5635110.htm

産業政策

『医療サービス価格の改革深化試行方案』の発表に関する国家医保局、国家卫生健康委、国家发展改革委、財政部、人力資源社会保障部、市場監管總局、国家中医薬局、国家薬監局の通知

(原文: 国家医保局 国家卫生健康委 国家发展改革委 財政部 人力资源社会保障部 市場監管總局 国家中医薬局 国家薬監局关于印发《深化医疗服务价格改革试点方案》的通知)

医保発 [2021] 41 号

国家發展改革委員會等 2021 年 8 月 31 日公布

【主要内容】

- 医療サービス価格の改革深化について、公立病院の専門性を十分に生かし、医療サービス価格を合理的に設定し、柔軟性のある機動的な価格調整メカニズムを確立し、価格調整の条件を明確にする方針
- 2025年までに医療サービス価格の改革深化の試行を中国全土に拡大する
- 医療サービス価格の項目コードを統一し、地域間の格差を段階的に解消するよう現行の価格項目を調整する。医療用消耗品を段階的に価格項目から外し、医療用消耗品に対する集中仕入を実施し、患者に対する「ゼロマージン」販売を実現する
- 価格項目の新設手続きを簡素化し、患者が遅滞なく臨床的価値のある、コストパフォーマンスの高い医療サービスを楽しむことができるようにする

- 資源消費が多く、想定価格が高い新設価格項目に対し、イノベーションやコストパフォーマンスの面で評価を実施する
- 医療サービス価格に対するマクロ管理を強化し、医療サービス価格をレンジ内で調整する
- 一般医療サービスの「政府指導価格」は統一の基準をベースに調整を行う
- 特別医療サービスの「政府指導価格」は公立病院及び医師の意見を聴取した上で設定するものであり、合理的な価格レンジから大きく乖離する高価格の設定を厳格に制限する
- 特別診療及び試行期間内（試行期間は1～2年）の新設項目に対し市場調整価格を実施する。公立病院は病院のランクや位置づけなどに基づき、その新設項目の価格を設定し、医療サービス価格の主管部門にて届け出を行う
- 公立病院が市場調整価格を採用した価格項目及び金額は医療サービス全体に占める割合が10%を超えてはならない。新設項目は試行期間終了後、一般医療サービスか特別医療サービスに基づき管理を行う
- 一般医療サービス項目の基準価格は都市部の平均賃金、CPI（消費者物価指数）の変動に基づき機動的に調整する
- 特別医療サービス項目の価格は評価を経て調整されるものである。医療費の増加や医療サービス収入の構成、コストの変動、医療従事者の平均賃金、医療保険基金の残高、患者負担分の割合、CPIなどを評価項目に盛り込み、その価格の調整条件と制限基準を明確にする
- 公立病院のサービス価格とコストに対するモニタリングを強化し、医療サービス価格の公開制度を実施し、異常な価格設定を防止する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.nhsa.gov.cn/art/2021/8/31/art_37_5896.html

地方政策

『北京市のビジネス環境最適化計画（2021～2025年）』の発表に関する北京市政府の通知

（原文：北京市人民政府关于印发《北京市“十四五”时期优化营商环境规划》的通知）

京政発〔2021〕24号

北京市政府 2021年9月8日公布

【主要内容】

- 北京市政府は北京市の第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標要綱等の方針に基づき、ビジネス環境の最適化に向けた第14次五カ年計画（2021～2025年）を策定した
- 『外商投資法』を着実に実行し、魅力の高いビジネス環境を創出する。北京における外資系企業の課題の解消に外国商会の役割を活用する
- 市と区級の外資系企業向け苦情対応体制を確立する。国際商事紛争解決センターの役割を活かし、外資系企業に対し訴訟、調停、仲裁サービスを一括で提供する
- 外資に対する安全審査の要件を満たすことを前提に、外資に対する許認可事項に自主報告及び事前約束に基づいた「告知承諾制」を導入する。電子証書の応用を普及させ、全ての外資に対する許認可事項にオンラインで一括対応できるようにする
- 京津冀（北京・天津・河北）地域における一体化した対外貿易通関システムを作り上げ、1つの窓口による通関や輸出時の税金還付等への対応を実現し、通関業務の効率化を図る

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202109/t20210908_2488076.html

地方政策

『ハイレベル・精密・先端産業への投資促進による製造業の高度化・知能化・グリーン化の発展推進に関する北京市の若干措置』の発表に関する北京市政府の通知

(原文：北京市人民政府印发《北京市关于促进高精尖产业投资推进制造业高端智能绿色发展的若干措施》的通知)

京政発〔2021〕25号

北京市政府 2021年9月9日公布

【主要内容】

- 北京市政府は『北京市ハイレベル・精密・先端産業発展の第14次五カ年計画』を着実に実行するために、同若干措置を策定し、外資を含む民間資本などによる次世代IT及び医薬品・ヘルスケア産業への投資を支援する方針を示した。半導体やICV（インテリジェント・コネクテッド・ビークル）、スマート製造、グリーンエネルギー・省エネなどの「北京智造」といった産業の強化に注力し、光電子や新素材、量子情報などの未来志向型産業への布石にも取り組む
- 市レベルの重大プロジェクトの誘致支援策について、持分出資や利子補給金に加え、企業に対する奨励金の支給も挙げられる
- 払込資本金が50億元以上または実質外資利用額が5億米ドルに達した投資案件の誘致にサービスを提供する第三者機関に対し、所在地の区政府は1件当たり1,000万元以上の奨励金を支給する。各区政府による管轄区の誘致支援策改善を奨励する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202109/t20210909_2489260.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。